

令和8年第1回  
美唄市議会臨時会議録  
令和8年1月14日(水曜日)  
午前9時59分 開会

4番 海 銚 則 秀 君  
5番 古 賀 崇 之 君  
6番 吉 岡 建二郎 君  
7番 本 郷 幸 治 君  
8番 齋 藤 久美夫 君  
9番 山 上 他美夫 君  
10番 森 明 人 君  
11番 川 上 美 樹 君  
13番 松 山 教 宗 君

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期決定の件  
第3 諸般報告  
第4 議長報告  
第5 議案第1号 美唄市給与条例の一部改正の件  
第6 議案第2号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件  
第7 議案第3号 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件  
第8 議案第4号 美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正の件  
第9 議案第5号 美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件  
第10 議案第6号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第7号)  
第11 議案第7号 令和7年度美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)

## ◎出席議員(13人)

議長 谷村知重君  
副議長 楠 徹也君  
1番 永森峰生君  
3番 江川いつみ君

## ◎欠席議員(1人)

2番 伊原潤司君

## ◎出席説明員

市長 桜井 恒 君  
副市長 土屋 貴久 君  
総務部長 村上 孝徳 君  
市民部長 児玉 ゆかり 君  
都市整備部長 荘 司 修 君  
市立美唄病院事務局長 藤井 俊 禎 君  
総務部総務課長 平野 太 一 君  
総務部総務課長補佐 上村 名津美 君

## ◎事務局職員出席者

事務局 長 門田 昌之 君  
次 長 新 宗晃 君

午前9時59分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました令和8年第1回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

---

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 永森峰生議員

13番 松山教宗議員

を指名いたします。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の日程は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

---

●議長谷村知重君 次に日程の第5、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第9、議案第5号美唄市病院事業職員の給与

の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上5件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、令和7年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立されたことから、国に準拠し、一般職の給料及び各手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、令和7年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立されたことから、国に準拠する一般職の給与の改定に併せて、市議会議員及び特別職の期末手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、近年の自然災害の発生等により、管理職が時間外や週休日等に緊急に対応することが増えてきていることから、週休日等や深夜にやむを得ず勤務に従事した際に手当を支給できるよう、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第4号美唄市病院事業管理者の給

与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、令和7年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立されたことから、国に準拠する一般職の給与の改定に併せて、病院事業管理者の期末手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、管理職が救急や災害等への対処、その他の臨時又は緊急の必要等がある場合において、週休日等や深夜にやむを得ず勤務に従事した際に手当を支給できるよう、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由のありました、議案第1号ないし議案第5号の以上5件については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これより、議案第1号ないし議案第5号の以上5件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

よって、議案第1号及び議案第2号は、総務・文教委員会に、議案第3号ないし議案第5号については、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第10、議案第6号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第7号)及び日程の第11、議案第7号令和7年度美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)を一括

議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第6号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第7号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ3億584万5,000円を追加し、補正後の予算総額を208億888万円にしようとするものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、民生費には、国の令和7年度税制改正により必要なシステム改修を行う「国民年金一般管理事務」を計上いたしました。

土木費には、美唄市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建物の長寿命化及び市営住宅入居者の安全性を確保するとともに住環境の改善を図るため、ゆたかニュータウン1-2号棟の外部改修工事を行う「公営住宅改善事業」を計上いたしました。

職員費には、令和7年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立されたことから、国に準拠し、給料等の支給を行う「職員等給与費」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、繰越金、市債をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本

歳入歳出予算に計上している「公営住宅改善事業」について、令和7年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を追加するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「公営住宅改善事業」の実施に伴う財源として、「市営住宅整備債」1億3,900万円を発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第7号令和7年度美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)であります。

第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ264万円を追加し、補正後の予算総額を8億5,865万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、令和8年度から創設する子ども・子育て支援金賦課に必要なシステム改修を行う「一般管理事務」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を計上し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由のありました、議案第6号及び議案第7号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第6号及び議案第7号について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号については、12人の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規程により、

永森峰生議員、江川いつみ議員、  
海鉦則秀議員、古賀崇之議員、  
吉岡建二郎議員、本郷幸治議員、  
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、  
森明人議員、川上美樹議員、  
楠徹也議員、松山教宗議員

の以上12人の議員を指名いたします。

この際、総務・文教委員会、産業・厚生委員会及び予算審査特別委員会の開催のため、休憩いたします。

---

午前10時11分 休憩

午後 0時05分 開議

---

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、総務・文教委員会に付託されておりました、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、産業・厚生委員会に付託されておりました、議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件、及び予算審査特別委員会に付託されました、議案第6号美唄市一般会計補正予算(第7号)及び議案第7号美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)について、委員長報告を日程に追加したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

●議長谷村知重君 これより、委員長報告に入ります。

議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件ないし議案第7号美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)の以上7件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第1号及び議案第2号について、川上総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長川上美樹君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件及び、議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関

する条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月14日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第1号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

今回の改正の中で、自動車等使用者に対する通勤手当の距離区分が拡充されている。この距離区分の考え方は直線距離なのか、それとも道のりなのか、との質疑に対し、通勤距離については、道のりとしており、その中でも最短距離の経路を届け出ることとしている、との答弁がありました。

なお、議案第2号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第1号及び議案第2号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第3号ないし議案第5号について、齋藤産業・厚生委員会委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件、議案第4号美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正の件及び、議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上3件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月14日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第3号ないし議案第5号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第6号及び議案第7号について、齋藤予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長齋藤久美夫君（登壇） ただいま議題となりました、議案第6号令和7年度美唄市一般会計補正予算（第7号）及び議案第7号令和7年度美唄市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月14日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第6号及び議案第7号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第1号及び議案第2号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件及び、議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件の以上2件は、委員長報告のとおり決定**されました。

これより、議案第3号ないし議案第5号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上3件は、委員長報告のとおり決定**されました。

これより、議案第6号及び議案第7号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第6号美唄市一般会計補正予算(第7号)及び議案第7号美唄市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

---

以上をもちまして、本臨時会に付託されました案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和8年第1回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

---

午後 0時15分 閉会

